

不動産引渡命令を申し立てる方へ

仙台地方裁判所第4民事部不動産執行係

第1 第4民事部不動産執行係（裁判所2階）で行う手続

不動産引渡命令の申立ては、代金納付手続を完了したときから6か月以内（明渡猶予が認められる者に対しては9か月以内）であれば行うことができ、その際にはおおむね下記1の書類が必要になります。

引渡命令が発令されると、申立人・相手方の双方に引渡命令が送達され、相手方に引渡命令正本が送達されてから1週間以内に不服の申立てがなければ確定します。確定後に、引渡命令正本を添付して執行文付与及び送達証明申請（必要書類は下記2のとおり）を行い、その交付を受けます。

1 不動産引渡命令の申立てに必要な書類

- ・不動産引渡命令申立書（相手方の審尋が必要な場合は2通）
- ・収入印紙500円、郵便切手1,204円×2（相手方1名の場合）
*相手方に対して引渡命令正本が届かず、再送達する場合には別途郵便切手が必要になります。
- ・商業・法人に関する登記事項証明書（相手方が法人の場合。なお、申立人が法人で、かつ、入札時から住所等が変更されているときには、申立人用も必要になります。）
- ・調査報告書（裁判所の記録上表れていない占有者を相手方にする場合）
*相手方が個人の場合、事案によっては相手方の住民票が必要になる場合もあります。

2 執行文付与及び送達証明申請に必要な書類

- ・執行文付与及び送達証明申請書
- ・収入印紙450円（引渡命令正本1通、相手方1名の場合）
- ・不動産引渡命令正本（申立人に送付されたもの）

第2 執行官室で行う手続（物件の所在地を管轄する執行官へ申し立ててください。）

執行文と送達証明書付の不動産引渡命令正本を添付して、強制執行の申立てを行います。強制執行の申立てに必要な書類は、おおむね次のとおりです。

- ・強制執行申立書
- ・不動産引渡命令正本（執行文と送達証明書付のもの）
- ・商業・法人に関する登記事項証明書（申立人又は相手方が法人の場合）
- ・債務者に関する調査票
- ・強制執行のための予納金（金額は執行官室にお問い合わせください。）